

郡山市行財政改革推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市を取り巻く環境の変化や想定される課題へのきめ細やかな対応と市民サービスの更なる向上を目指し、限られた人材、資産、資金、情報を効率的・効果的に運用し、将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進を図るに当たり、有識者の意見を聴くために開催する郡山市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の進捗状況に関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、12人以内とし、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

- 2 委員への依頼期間は3年以内とする。
- 3 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年7月3日から施行する。
- 2 郡山市行財政改善懇談会設置要綱（昭和60年12月10日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月27日から施行する。